

○三田市立図書館条例

平成元年12月22日

条例第35号

改正 平成14年3月29日条例第6号

平成17年3月31日条例第2号

平成17年9月26日条例第28号

平成20年12月19日条例第55号

平成25年9月19日条例第31号

平成25年12月24日条例第39号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として図書館を設置する。

(平14条例6・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
三田市立図書館	三田市南が丘二丁目11番57号
三田市立図書館藍分室	三田市大川瀬1307番地44
三田市立図書館ウッディタウン分館	三田市けやき台一丁目4番地1

2 図書館活動を十分に行うため、必要があるときは、図書館の分館、分室、配本所、移動図書館等を設置することができる。

(平17条例2・一部改正)

第3条 削除

(平25条例39)

(業務)

第4条 図書館は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 図書館資料を一般公衆の利用に供し、その指導、調査研究、助言及び相談に関すること。

- (3) 読書会、研究会、講習会、映写会、展示会等の主催及び奨励に関すること。
- (4) 館報その他読書資料の発行及び頒布に関すること。
- (5) 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供に関すること。
- (6) 他の図書館、学校、公民館等と緊密に連絡し協力すること。
- (7) 移動図書館の運営に関すること。
- (8) 特別展示室の管理に関すること。
- (9) その他必要な業務

(平17条例28・追加)

(開館時間)

第5条 図書館に次の施設を置き、その開館時間は次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、三田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て臨時にこれを変更することができる。

- (1) 三田市立図書館 午前9時から午後8時まで
- (2) 三田市立図書館藍分室 午前10時から午後6時まで
- (3) 三田市立図書館ウッディタウン分館 午前9時から午後8時まで

(平17条例28・追加、平20条例55・平25条例39・一部改正)

(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、教育委員会の承認を得て臨時に休館することができる。

図書館名	休館日
三田市立図書館	(1) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで） (2) 特別整理期間（年7日以内）
三田市立図書館藍分室	(1) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで） (2) 特別整理期間（年7日以内） (3) 三田市市民センター条例（平成6年三田市条例第33号）に規定する三田市藍市民センターの休所日
三田市立図書館ウッディタウン分館	(1) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで） (2) 特別整理期間（年7日以内） (3) 三田市市民センター条例に規定する三田市ウッディタウン市民センターの休所日

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めた場合は、教育委員会の承認を得て同項の

休館日において臨時に開館することができる。

(平17条例28・追加、平20条例55・平25条例39・一部改正)

(利用又は入館の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の利用を制限し、又は入館を制限することができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設その他の附属設備（以下「施設等」という。）又は資料を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他館長が図書館の管理運営上、不相当と認めるとき。

(平17条例28・追加、平25条例31・一部改正)

(損害賠償義務)

第8条 図書館を利用し、又は入館した者（以下「利用者等」という。）は、その責めに帰すべき理由により、施設等若しくは資料を汚損し、破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用者等が前項の規定による義務を履行しない場合は、教育委員会がこれを代行し、これに要した費用を利用者等から徴収する。

(平25条例31・追加)

(指定管理者による管理)

第9条 図書館の管理は、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により図書館の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 図書館の利用及びその制限に関する業務
- (2) 第4条に規定する事業（図書館の備品とする資料の収集を除く。）の実施に関する業務
- (3) 図書館の施設等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第5条から第7条までの規定の適用については、これらの規定中「館長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平25条例31・追加)

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に規則で定める。

(平14条例6・旧第5条繰上、平17条例28・旧第4条繰下・一部改正、平25条例31・旧第8条繰下)

付 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成元年教委規則第12号で平成2年1月1日から施行。ただし、三田市立図書館の供用は、平成2年3月14日から行う。)

付 則 (平成14年条例第6号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年条例第2号)

この条例中第1条の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

付 則 (平成17年条例第28号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成25年条例第31号)

この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成26年教委規則第1号で平成26年4月1日から施行)

付 則 (平成25年条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成26年教委規則第1号で平成26年4月1日から施行)

(三田市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略